

# 11月は 虐待防止 推進月間です!!

## 児童、高齢者、障がい者を 虐待から守りましょう

虐待は、児童に限らず、高齢者や障がい者にとっても社会全体で解決すべき重要な課題です。そのためには、皆さんの理解を深めていくことが大切です。

### 知ろう・気づこう「虐待の種類とサイン」

	どんなことが虐待？	虐待のサインは？
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体に傷や痛みを負わせる暴行を加える</li> <li>・正当な理由なく身動きが取れない状態にする</li> <li>・赤ちゃんを激しく揺さぶる など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体や顔に、不自然なあざや傷がみられる</li> <li>・急におびえたり、怖がったり、子どもは親や大人の顔色をうかがう など</li> </ul>
放棄・放任 (ネグレクト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家に閉じ込める、食事を与えない</li> <li>・重大な病気になっても病院に連れて行かない、必要なサービスを受けさせない</li> <li>・不潔な環境で生活させる など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体から悪臭がする、衣服が不潔</li> <li>・ひどく空腹を訴え、栄養失調、子どもの場合は発育の遅れがみられる</li> <li>・子どもだけで夜遅くまで遊んだり、家に帰りたがらない など</li> </ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな声で怒鳴る、大きな音を出す、ののしる、無視する</li> <li>・兄弟間での差別扱い</li> <li>・子どもの前での夫婦喧嘩 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おびえる、泣く、叫ぶ</li> <li>・自分で自分を傷つける行為をする</li> <li>・情緒不安定、表情が乏しい など</li> </ul>
性的虐待	わいせつな行為を行う、させる、見せる など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人目を避け、部屋に1人でいたがる</li> <li>・人に相談するのをためらう</li> <li>・子どもが誰かれなく大人に甘え、警戒心が薄い など</li> </ul>
経済的虐待	本人のお金を本人のこと以外に使う など	生活費などの支払いができていない など

Pick Up

当事者が気づかずやっ  
てしまう「心理的虐待」



本人に向かって…

「お前なんか、  
いなくなっ  
てしまえ！」  
「何でこんな  
ことも  
できないんだ！」  
「他人を困  
らせるた  
めに、  
わざとや  
らないだ  
ろ！」

自分が言われたら悲  
しくなる言葉、使っ  
ていませんか？



本人の前で他人に向かって…

「この人、こんなこともできなくて…」  
「この人、ほんと頭おかしくて…」



家族は「つつい…」「これくらい」と思っていることに、本人は傷ついているかもしれません…

# 全国一斉 「女性の人権ホットライン」 強化週間

DV、セクハラ、ストーカー行為といった女性に関する人権問題を解決するため、「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します。相談内容の秘密は固く守られますので、ひとりで悩まず相談してください。

●相談専用電話 ☎0570-070-810

●と き

11月12日(木)～18日(水) 午前8時30分～午後7時

11月14日(土)、15日(日) 午前10時～午後5時

※通常は、平日午前8時30分～午後5時15分

●LINE 相談

LINE じんけん相談@名古屋法務局  
(検索 ID : @snsjinkensoudan)



●問い合わせ

名古屋法務局人権擁護部 ☎052-952-8111

## 介護サービス利用に関する 法律相談(無料、予約制)

●と き 12月3日(木) 午後1時30分～4時30分

●ところ

東海市しあわせ村 保健福祉センター

●内容

介護サービスの利用上で生じたサービス事業者とのトラブルに関する相談で、法律問題を含むもの

●対象

知多北部広域連合から要介護または要支援の認定を受けた被保険者およびその介護者

●定員 6名(先着順)

●応対者 熊田法律事務所弁護士

●申し込み

11月9日(月)～20日(金)の平日午前8時30分～午後5時に電話で問い合わせ先へ

※相談したい内容を具体的に整理しておくこと

●問い合わせ

知多北部広域連合 総務課 ☎052-689-1651



「もしかしたら…」

「虐待かも…」

「このままでは

虐待になってしまう…」

と思ったら迷わず相談を！

相談した方の個人情報は守られます。虐待の事実がないとわかっていても、責任を問われることはありません。本人や家族などに自覚がなくても、客観的に見る第三者だからこそ気がつけることもあります。早めの相談は、虐待の深刻化を防ぐ大きな支援です。

●相談窓口

・受付 月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

※緊急時は時間外でも受け付けています。

●子どもに関すること

・児童課 内線144

・児童相談所全国共通ダイヤル ☎<sup>いちはやく</sup>189

・知多児童相談センター

☎0569-22-3939

●高齢者に関すること

・高齢者相談支援センター

(東浦包括支援センター) ☎82-2941

・ふくし課 内線129

●障がい者に関すること

障がい支援課

(障がい者虐待防止センター) 内線125

●すべての方共通の相談先

半田警察署 ☎0569-21-0110

■問い合わせ

・児童課 内線144

・ふくし課 内線129

・障がい支援課 内線125

